



**第4回ユースオリンピック競技大会
(2026／ダカール)
TEAM JAPAN等の肖像使用方針について**

ダカール2026ユースオリンピック競技大会（以下「ダカールYOG」という。）参加者は、大会期間中の自身の容姿、名前、映像（以下「肖像」という。）や大会でのパフォーマンスに関する商業利用について、オリンピック憲章規則40条 付属細則3に規定される国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）理事会が定める原則（以下「ルール40」という。）を遵守することが義務付けられています。

本資料は、ルール40についての理解を深め、ダカールYOG参加者だけでなく、ダカールYOG参加者の肖像を使用するワールドワイドオリンピックパートナー及びTEAM JAPANパートナー（以下「オリンピックパートナー」という。）、個人スポンサー／所属企業等（以下「個人スポンサー等」という。）に適用される肖像使用のルールを説明するものです。本資料をご確認いただき、必要な手続きを行うようお願いいたします。

また、ダカールYOG参加者の肖像使用の際に、注意が必要となるオリンピックシンボルをはじめとするオリンピック関連マーク類、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が派遣するTEAM JAPAN（日本代表選手団）関連マーク類等のIOC又はJOCが管理する知的財産については、JOCのウェブサイトに掲載している「[オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン](#)」を併せてご参照ください。

JOC加盟競技団体（以下「NF」という。）、ダカールYOG参加者及びその個人スポンサー等の皆様には、オリンピックマーケティングとダカールYOG参加者の肖像を使用する際のルールを正しくご理解いただき、オリンピックに関する知的財産の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. ルール40とは

2. 日本国内で適用されるルール40基本概要

3. 個人スポンサー等による肖像使用： ジェネリック広告における肖像使用条件

- (1) 広告等の掲出時期
- (2) 広告等の表現
- (3) 広告等の掲出媒体・箇所
- (4) 広告等の出稿量

4. 個人スポンサー等による肖像使用手続き

5. その他

- (1) 個人スポンサー等によるリツイート（リポスト）・シェアについて
- (2) オリンピック等の知的財産に関するガイドラインについて

1. ルール40とは

ルール40とは

- 「オリンピック憲章」規則第40条 附属細則第3項を「ルール40」という。
- 大会参加者（アスリート、コーチ、大会役員含む）の大会参加資格条件に関する条項であり、ルール40違反者は最悪の場合大会参加資格を失う可能性もある。
- 参加者のルール40適用期間中の肖像を使った商業活動について規定されており、ダカールYOGは2026年10月27日～11月15日が対象となる。
- IOCが定めたガイドラインはNOCに通知され、管轄する国・地域における運用は各NOCに任されている。



2.日本国内で適用されるルール40基本概要

■ルール40適用期間：2026年10月27日～2026年11月15日（開村日～閉会式2日後）

■主な方針：大会参加者は、自身の容姿、名前、映像（以下、肖像）を以下の条件のもと使用させることができる。

対象	大会参加者肖像使用	オリンピックに関する発信 (お祝い広告や結果報告等)
オリンピックパートナー（①）	○	○
大会参加者の個人パートナー等（②）	○ ※ジェネリック広告条件を満たしたものに限る	×
上記①②を除く営利団体	×	×
非営利団体	○ ※商業色・企業色を伴わないものに限る	○ ※商業色・企業色を伴わないものに限る

上記①②に該当しない営利団体は、ルール40適用期間中に選手肖像を商業目的で使用することはできません。

2.日本国内で適用されるルール40基本概要

①オリンピックパートナー（<https://www.joc.or.jp/about/partners/>）の場合

- 事前にJOCの確認を取ること。
- 確認書提出の必要は無し。

②個人スポンサー等（個人スポンサー・所属先・マネジメント会社等）の場合

- 大会参加者の肖像使用に関する確認書（2種：様式A、様式B）をNFを通してルール40事務局へ提出すること。
- IOC及びJOCの方針に反するカテゴリーの広告ではないこと
（例：タバコ、禁止薬物、ハードリカー、ギャンブル等）
- ジェネリック広告における肖像使用条件を遵守していること。

※個人スポンサー等は大会参加者の出場に伴う応援・激励、大会の活躍・成果へのお祝いメッセージ等、ユースオリンピックを想起させるような発信はできません。

※個人スポンサー等による「ジェネリック広告における肖像使用条件」について、次ページ以降で説明します。

3.個人スポンサー等による肖像使用： ジェネリック広告における肖像使用条件

個人スポンサー等が肖像規制期間中に肖像を使用する場合は、
以下の「ジェネリック広告における肖像使用条件」を遵守いただく必要があります。

(1) 広告等の掲出時期

2026年10月12日（祝・月） までに投稿済みの素材であること

(2) 広告等の表現

ユースオリンピックを想起させる内容ではないこと

(3) 広告等の掲出媒体・箇所

中継番組やユースオリンピック特番、特集記事など
ユースオリンピックとの連動を狙ったCM枠・掲出場所ではないこと

(4) 広告等の出稿量

大会期間に合わせて出稿量が極端に増大していないこと

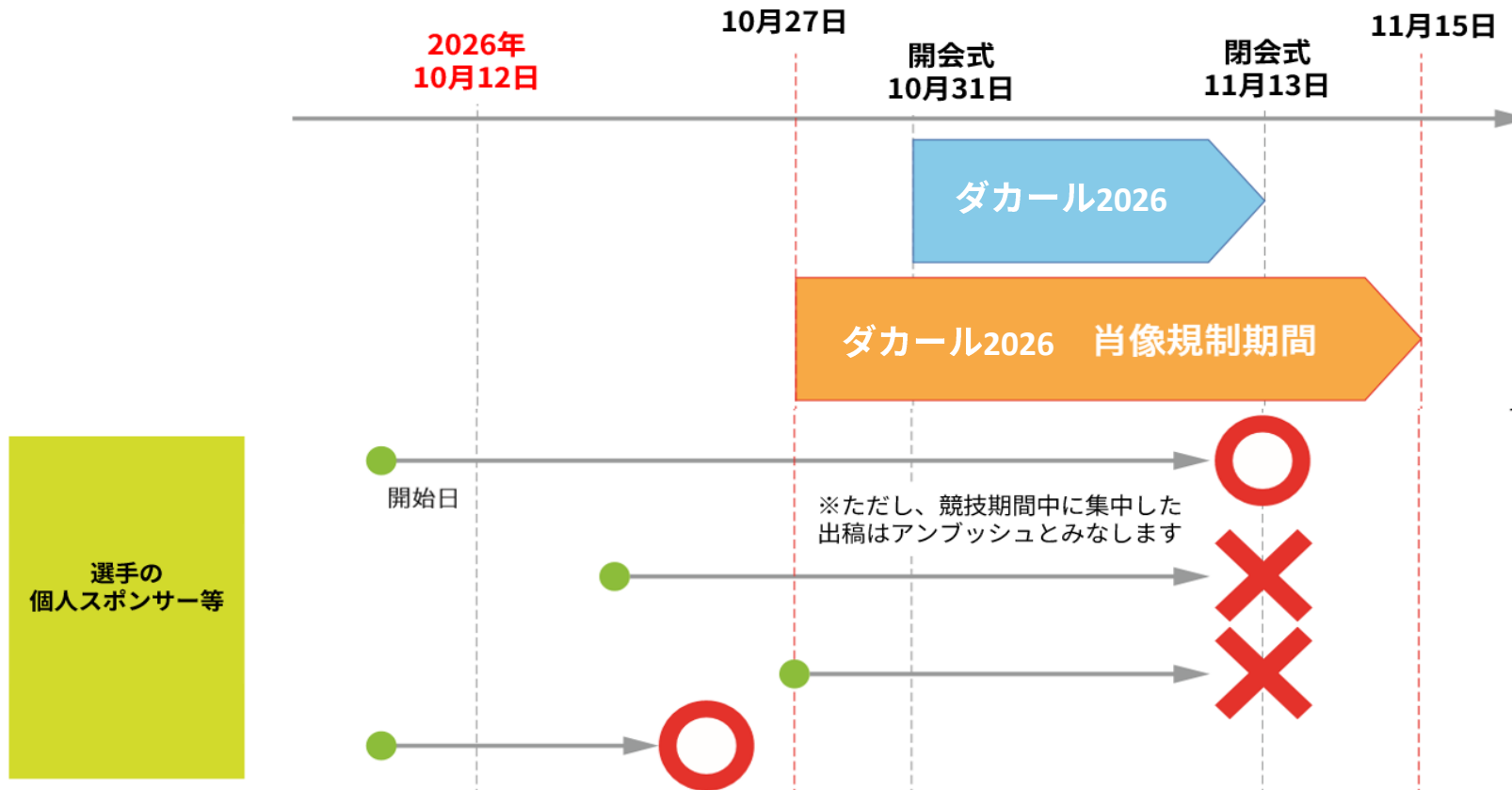
これらを総合的に踏まえてジェネリック広告であることを判断します。
条件の詳細は次ページ以降を確認ください。

3. 個人スポンサー等による肖像使用：ジェネリック広告における肖像使用条件

(1) 広告等の掲出時期

判断ポイント

ユースオリンピックへの注目が最も高まる期間を狙った広告宣伝・PR活動ではない
2026年10月12日（祝・月）までに投稿済みの素材であること



3. 個人スポンサー等による肖像使用：ジェネリック広告における肖像使用条件

(2) 広告等の表現

判断ポイント

ユースオリンピックやTEAM JAPANを想起させる内容ではないこと

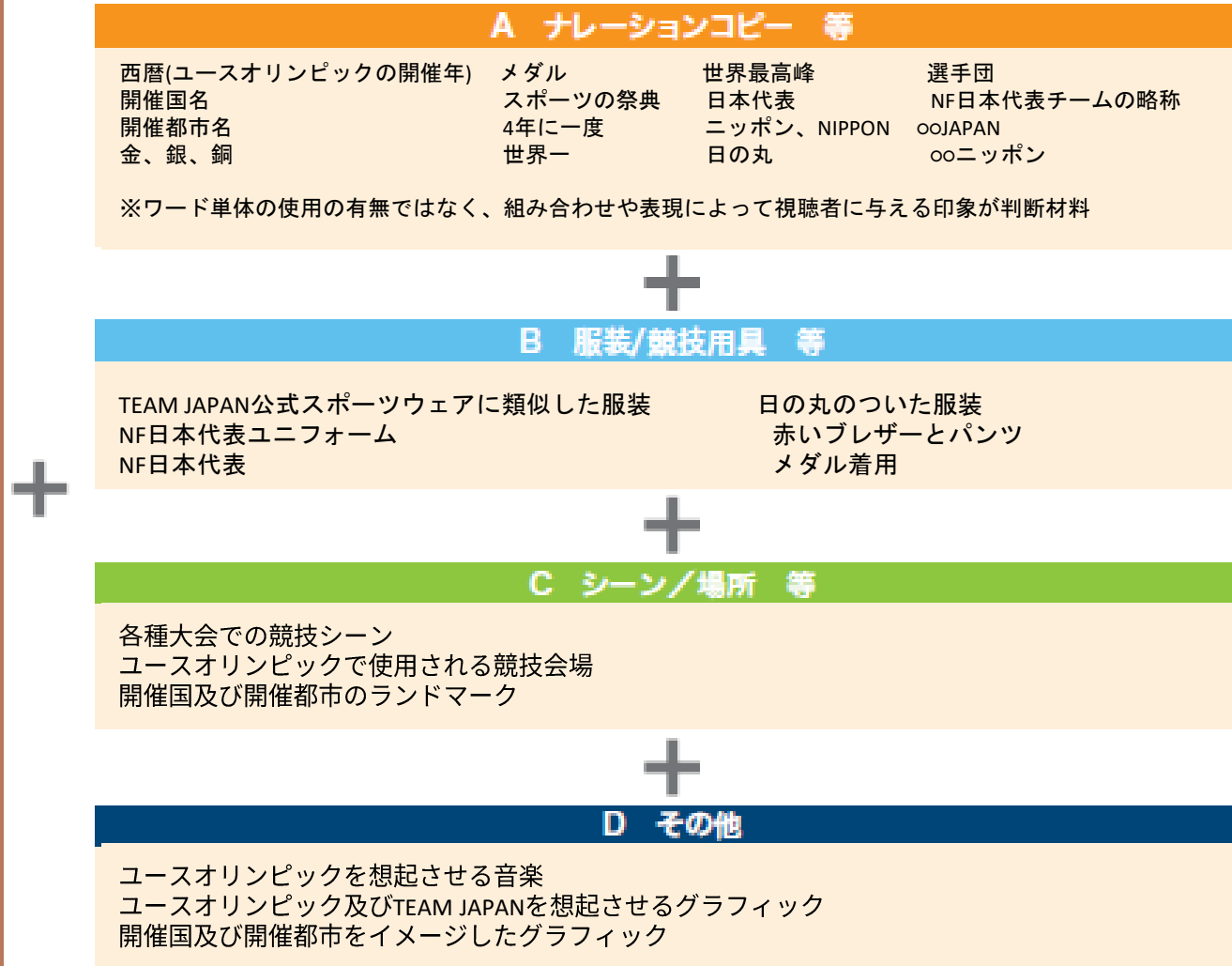
- (1) ダカールYOG、あるいはTEAM JAPANをテーマとしていない
- (2) ダカールYOG、あるいはJOCに関する知的財産（映像、音声等を含む）を使用していない
- (3) ダカールYOG、あるいはTEAM JAPANを想起させない／関連付けない
- (4) 商品と大会参加者の競技パフォーマンスの結び付きを創出させない

詳細は次ページを確認ください。

3. 個人スポンサー等による肖像使用：ジェネリック広告における肖像使用条件 (2) 広告等の表現

大会参加者の肖像＋要素の組み合わせ方によりアンブッシュ広告と判定される可能性があります。

ダカール2026大会
参加者の肖像



判断が難しい場合には
ルール40事務局へご相談ください。

3. 個人スポンサー等による肖像使用：ジェネリック広告における肖像使用条件

(3) 広告等の掲出媒体・箇所

判断ポイント

中継番組やユースオリンピック特番、特集記事など
ユースオリンピックとの連動を狙ったCM枠・掲出場所ではないこと

掲出媒体・箇所によりアンブッシュ広告と見なされる（＝ジェネリック広告と見なされない）ことがある場合

新聞・雑誌広告

- ユースオリンピック特集面下、特集面对向 等への出稿

TV番組

- 中継、特番等のユースオリンピック関連番組で
番組内容と連動するような大会参加者を起用したCM

Web広告

- ユースオリンピック特集サイト、特集ページ 等へのバナー広告

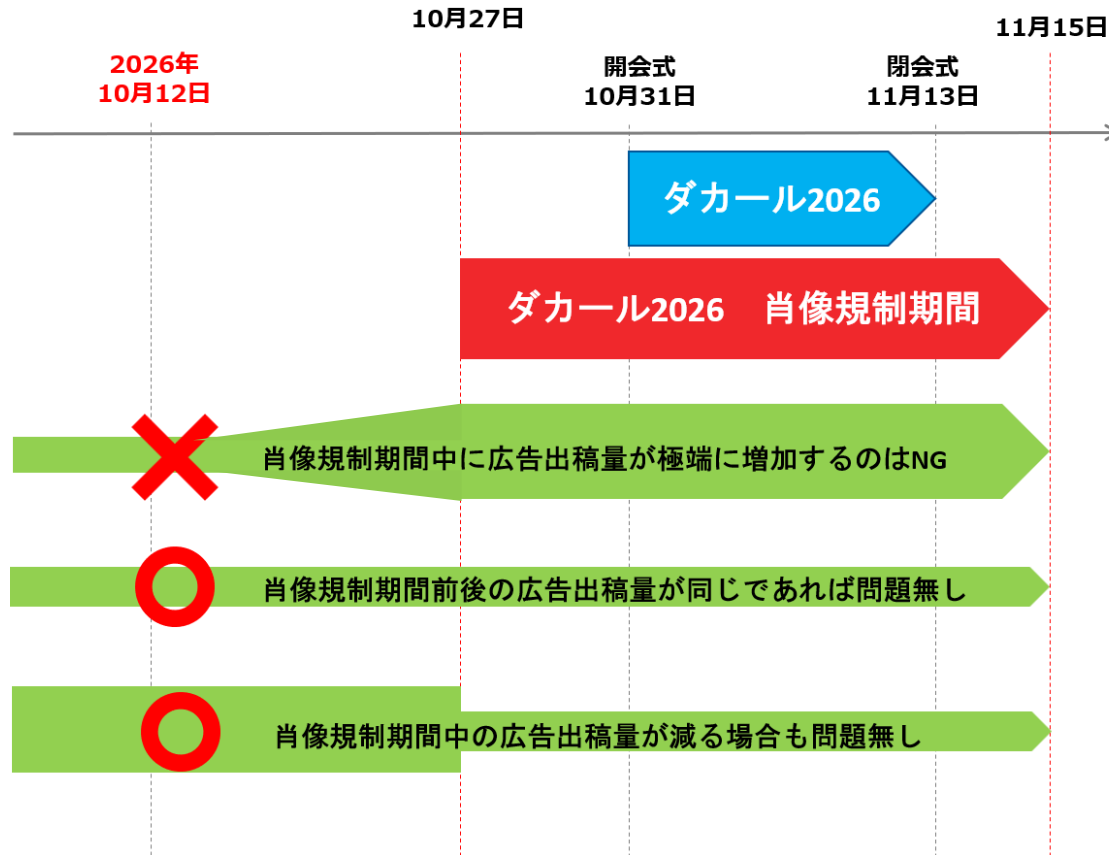
※表現、出演者に関わらず、オリンピックパートナーとの誤認を与えるため
アンブッシュ広告と見なされます。

3. 個人スポンサー等による肖像使用：ジェネリック広告における肖像使用条件

(4) 広告等の出稿量

判断ポイント

大会期間に合わせて出稿量が極端に増大していないこと



・ 日常実施している広告宣伝・PR活動に比べて、多量な出稿を計画しているとみなされる場合は許諾されません。

・ 肖像規制期間を狙って広告出稿量を増加させた場合、アンブッシュ広告の意図があるとみなされる可能性があります。

4. 個人スポンサー等による肖像使用手続き

以下に記載している2種類の確認書をNFを通じてルール40事務局にご提出ください。

※提出期限までにダカールYOGへの参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が大会参加者の肖像を使用する可能性がある場合には確認書の提出をお願いします。

- 提出物：①【確認書A】 大会参加者による肖像使用に関する確認書（大会参加者本人作成用）
②【確認書B】 個人スポンサー等による肖像使用に関する確認書（個人スポンサー等作成用）

■提出期限：2026年10月12日（祝・月）

■提出方法：大会参加者が所属するNF担当者より、下記メールアドレスまでご送付ください。

メールアドレス：rule40@joc.or.jp

※確認書（2種）はスキャンデータにてご提出ください。

確認書記載内容（次ページ参照）

- ・一切のオリンピック等の知的財産を使用せず、ダカールYOGや組織委員会、TEAM JAPANとのいかなる関連付け及び想起をさせないことを約束すること。
- ・本資料に記載の肖像使用条件を遵守し、万が一JOCがアンブッシュ・マーケティングの恐れがあると判断した場合、修正及び取り下げも含め協力すること。
- ・大会期間中の肖像使用違反（登録手続き及び同意プロセスの違反含む）があった場合、大会参加者の参加資格が最悪の場合取り消されることを理解し、最大限の協力を行うこと。
- ・違反した場合は上記に加え、個人スポンサー等においては、今後JOCが派遣する国際総合競技大会の参加者肖像をルール40適用期間中に一切使用できなくなる可能性があることに対して承知すること。

4. 個人スポンサー等による肖像使用手続き

提出物①：確認書A（大会参加者本人作成用）

（確認書 様式 A：大会参加者本人作成用紙）

提出ルート 大会参加者 → 大会参加者の所属競技団体(NF) → ルール 40 事務局

年 月 日

公益財団法人日本オリンピック委員会 御中

第 4 回ユースオリンピック競技大会（2026／ダカール）
オリンピック憲章ルール 40 に基づく大会参加者の肖像使用に関わる確認書（本人作成用）

標記の件につき、同大会に適用されるオリンピック憲章ルール 40 に基づき、ルール 40 適用期間中（2026 年 10 月 27 日～11 月 15 日）、私の肖像を私の個人スポンサー等（個人スポンサー及び所属先）が使用する計画があるため、以下の通り申請します。なお、肖像の使用に際しては、貴会から提供された「第 4 回ユースオリンピック競技大会（2026／ダカール）TEAM JAPAN 等の肖像使用方針」及び「オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン」に記載の使用条件を遵守し、個人スポンサー等にも徹底させることを約束いたします。万が一違反があった場合には、貴会の「国際総合競技大会派遣規程」により処分される場合があること、ならびに貴会がオリンピック憲章ルール 40 に基づく個人スポンサー等による私を含む大会参加者の肖像使用を今後一切認めない可能性があることを理解の上、署名いたします。

① 1) 本人署名： _____ 印
2) 競技・種目名： _____
3) 保護者署名： _____ 印 4) 本人との関係： _____
記載日時点で大会参加者が 20 歳未満の場合には、上記保護者欄 3) 及び 4) を記入。

② 5) e-mail： _____

<個人スポンサー等 登録申請欄>
以下の個人スポンサー等は、ルール 40 適用期間中に、私の肖像を使用する予定です。また、以下の記載内容につき、私の所属競技団体および JOC ルール 40 事務局に開示されることを了解します。

	企業名	区分	責任者
1		(個人スポンサー・所属先)	
2		(個人スポンサー・所属先)	
3		(個人スポンサー・所属先)	

※行が足りない場合、行を追加いただくか、エクセルにて上記一覧を作成の上で提出ください。前記の様式はありません。

<所属競技団体 記入欄>
上記確認しました。

④ 1) 競技団体名： _____
2) 担当者署名： _____ 印 3) 担当者役職： _____
4) 連絡先 TEL： _____ e-mail： _____

※大会参加者本人による記入、署名又は記名押印が必要です。
大会参加者 1 人につき 1 枚の提出が必要です。

<記入時の注意事項>

①大会参加者名・競技の記入

大会参加者本人の署名又は記名押印が必要です

※記載日現在で大会参加者が20歳未満の場合には、保護者の署名又は記名押印も必要となります。

②E-mailアドレスの記入

形状が似ている文字にはフリガナをふってください。

例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル).(ドット)と_(アンダーバー)等

③個人スポンサー等の記入

通称等ではなく、正式名称にて記入してください。

企業名：【確認書B】に記載された企業名の表記と合わせてください。

責任者：【確認書B】に記載された責任者と合わせてください。

※窓口ご担当と責任者の方が異なる場合は注意してください。

④所属NFの記入

所属NFが記入する欄になります。大会参加者は記入しないでください。

大会参加者本人の記入内容を確認後、所属NF名の記入、担当者の署名又は記名押印、連絡先の電話番号とE-mailアドレスを記入してください。

形状が似ている文字にはフリガナをふってください。

例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル).(ドット)と_(アンダーバー)等

4. 個人スポンサー等による肖像使用手続き

提出物②：確認書B（個人スポンサー等作成用）

提出ルート 個人スポンサー等 → 大会参加者の所属競技団体(NF) → ルール 40 事務局

(確認書 様式 B：個人スポンサー等作成用紙) 年 月 日
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中

第4回ユースオリンピック競技大会（2026/ダカール）
オリンピック憲章ルール 40 に基づく大会参加者の肖像使用に関する確認書
（個人スポンサー・所属先・マネジメント作成用）

標記の件につき、同大会に適用されるオリンピック憲章ルール 40 に基づき、大会参加者（選手、コーチ、スタッフ等）の肖像を使用する際、貴会から提供された「第4回ユースオリンピック競技大会（2026/ダカール）TEAM JAPAN 等の肖像使用方針」及び「オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン」に記載の使用条件を遵守するとともに、貴会より修正等の指示があった場合はその指示に従うことを誓約いたします。

万が一違反があった場合には、大会参加者が貴会の「国際総合競技大会派遣規程」により処分される場合があること、ならびに貴会がオリンピック憲章ルール 40 に基づく当社・当団体による大会参加者の肖像使用を今後一切認めない可能性があることを理解の上、申請いたします。

① <責任者>
1) 企業・団体名： _____
責任者署名： _____ 印 3) 所属部署・役職： _____
（署名または記名押印）

② <実務担当者>
1) 担当者署名： _____ 印 2) 所属部署・役職： _____
3) 連絡先： TEL： _____ e-mail： _____
（署名または記名押印）

③ <肖像を使用する大会参加者記入欄>

大会参加者名	競技・種目名	大会参加者名	競技・種目名
1		4	
2		5	
3		6	

※行が足りない場合は、行を追加してください。また、この表に上記の項目を記載する場合は、指定の様式が必要です。

<所属競技団体 記入欄>
上記確認しました。

④ 1) 競技団体名： _____
2) 担当者署名： _____ 印 3) 担当者役職： _____
4) 連絡先 TEL： _____ e-mail： _____
（署名または記名押印）

※個人スポンサー等による署名又は記名押印が必要です。
提出するNFごとに作成・提出が必要です。

<記入時の注意事項>

①企業名・団体名、責任者の情報の記入

企業・団体名の記入、責任者の署名又は押印記名、所属部署・役職の記入をしてください。
責任者本人の署名又は押印が必要です。

②ご担当者の情報の記入

ご担当者の署名又は記名押印、所属部署・役職、連絡先、E-mailアドレスの記入をしてください。
担当者本人の記名または記名押印が必要です。
形状が似ている文字にはフリガナをふってください。
例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル)、.(ドット)と_(アンダーバー)等

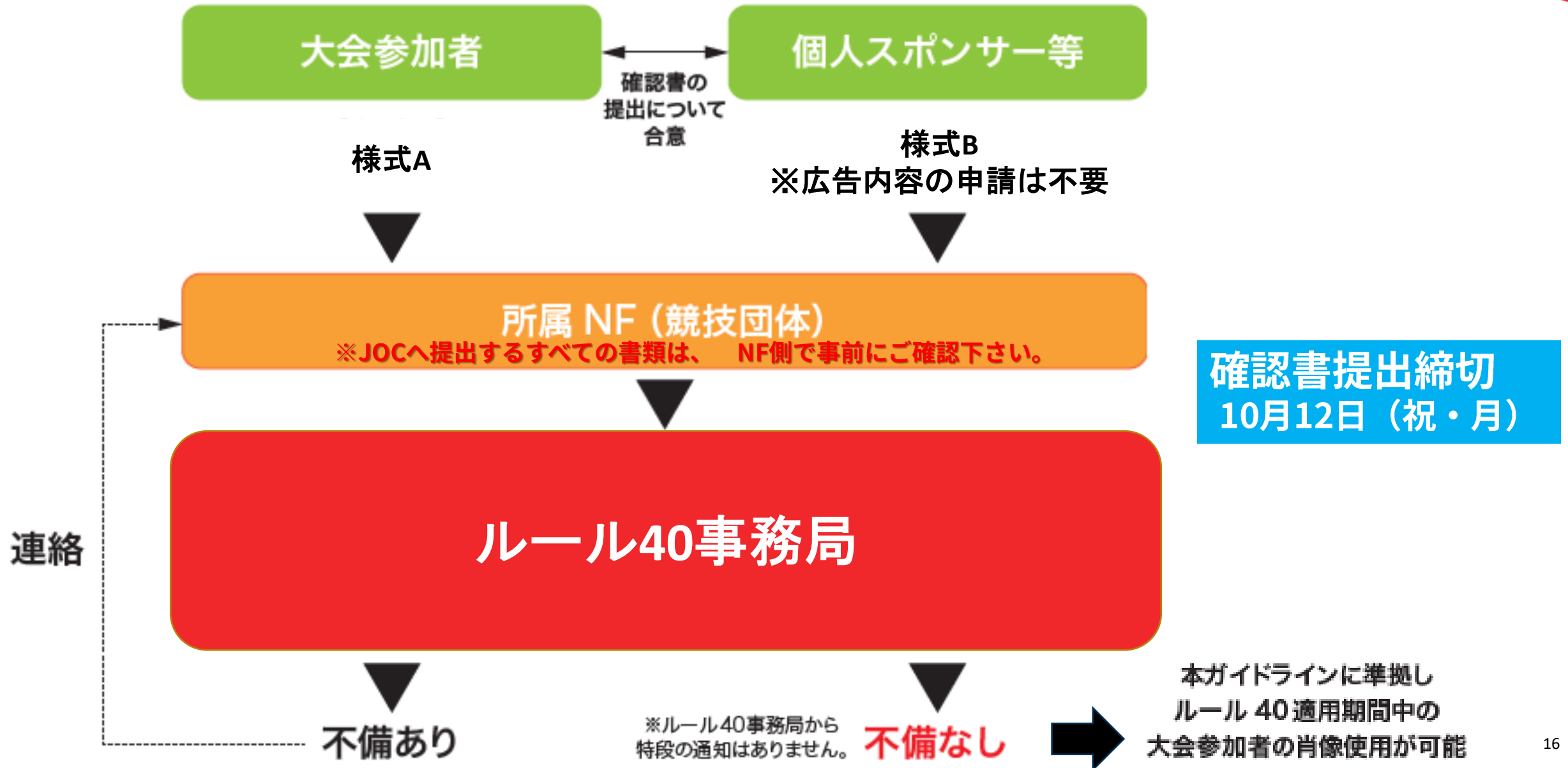
③個人スポンサー等の記入

大会参加者、競技・種目名の記入をしてください。

④所属NFの記入

所属NFが記入する欄になります。個人スポンサー等の責任書及び担当者は記入しないでください。
個人スポンサー等の記入内容を確認後、所属NF名の記入、担当者の署名又は記名押印、連絡先の電話番号とE-mailアドレスを記入してください。

4. 個人スポンサー等による肖像使用手続き



5. その他

(1) 個人スポンサー等によるリツイート(リポスト)・シェアについて

大会参加者は、以下の条件を満たす場合に個人スポンサー等に対する感謝メッセージを期間に関わらずSNSを通じて対外的に発信できますが、**個人スポンサー等は引用リツイート（リポスト）及びシェアはできません。**

- ① ユースオリンピックに関わる一切の表現を使用していないこと。
例：オリンピックシンボル、大会エンブレム、大会名称、マスコット、ダカール2026ユースオリンピックメダル、TEAM JAPAN公式ウェア等の画像や文章
- ② 個人スポンサー等の製品もしくはサービスが大会参加者のパフォーマンスを向上させるような内容を含まないこと。
- ③ 個人スポンサー等の製品やサービスを推奨する内容を含んでいないこと。
- ④ IOC、組織委員会、JOCなどのコンテンツを再投稿する場合に、自身の個人スポンサー等へのメッセージと結び付けていないこと。



個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージ。
ユニフォームもユースオリンピック大会時のものではなく、
写真もユースオリンピック以外のものを使用



個人スポンサー等とユースオリンピックへの関連付け、
オリンピックプロパティの使用（画像、ハッシュタグ）

5. その他

(2) オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン

YOGを含むオリンピック等の知的財産の使用に関しては、下記ガイドラインが適用されます。
JOC公式HPに掲載しておりますので、合わせてご確認ください。



https://www.joc.or.jp/about/brand_protection/pdf/guidelines2023_06.pdf

問い合わせ先

公益財団法人日本オリンピック委員会
ルール40事務局

メールアドレス：rule40@joc.or.jp

※アジア大会の問い合わせと区別するため、件名冒頭に必ず【ダカールYOG】を入れてください